

令和9・10・11年 奈良県物品購入等競争入札参加資格審査申請の手引

奈良県

1. 令和9・10・11年奈良県物品購入等競争入札参加資格審査の申請について

令和9年1月から令和11年12月までの間において、奈良県（本庁、出先機関、県立高校、警察等）が発注する物品の購入等（物品の購入又は製造の請負その他の契約（建設工事、測量及び建設コンサルタントについての契約を除く。）をいう。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成七年十二月奈良県告示第四百二十五号）」（以下「規程」という。）に基づき行いますので、審査を希望される方は、この「申請の手引」に従って申請してください。

（注1）現在、参加資格をお持ちの方で、有効期間が令和8年12月31日までの方は、今回の申請で更新手続きをしてください。なお、有効期間が令和9年12月31日まで、又は令和10年12月31日までの方は、申請の必要はありません。

（注2）令和8年中に行われる競争入札に参加するために資格の審査を希望される方は、「令和8・9・10年 奈良県物品購入等競争入札参加資格審査の申請について」により申請してください。この「申請の手引」による申請では参加できませんので、ご注意願います。

（注3）電子入札に参加するためには、ICカードの取得と奈良県物品・役務電子入札等システム参加申込書の提出が必要です。詳細は「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」をご確認ください。（既に電子入札システムへの登録が済んでいる場合は申込は不要です。）

2. 競争入札参加資格が得られない場合

規程第2条第1項各号に該当する場合は、入札参加資格を得ることができませんので、ご注意ください。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （2）入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- （3）営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを得ていない者
- （4）申請をしようとする月の初日において、引き続き1年以上の営業実績を有しない者
- （5）申請時に県税を完納していない者（奈良県内に事業所等有していない場合は、本店所在地の都道府県に納税義務が生じた事業税を完納していない者）
- （6）申請時に消費税及び地方消費税を完納していない者
- （7）申請時に次のいずれかに該当する事由があると認められる者
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時

物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 暴力団(法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3. 入札参加資格の取消し及び入札参加停止等について

(1) 入札参加資格の取消しについて

地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当した場合、入札参加資格を取り消しされることがあります。

(2) 入札参加停止等について

奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領(以下「入札参加停止要領」という。)で定める措置要件に該当する場合(談合、県職員の不適正会計に対する協力など)は、入札参加停止の措置を受けることがあります。

入札参加停止要領に基づく入札参加停止の期間中である者は、競争入札等に参加することはできません。

※ 入札参加停止要領については、「奈良県トップページ」-「しごと・産業」-「入札・契約・免許」-「入札等のお知らせ」-「物品購入等の契約に係る入札参加停止等について」に掲載しています。

申請書等は、奈良県公式ホームページからダウンロードできます。

(申請の手引き・申請書記載例等を確認しながら、申請様式に記載してください。)

「奈良県トップページ」-「しごと・産業」-「入札・契約・免許」-「入札資格申請・変更手続き」
-「奈良県物品購入等競争入札参加資格審査の申請について」-「令和9年・10年・11年 奈良県物品購入等競争入札参加資格審査の申請について」-「申請書類の一覧」

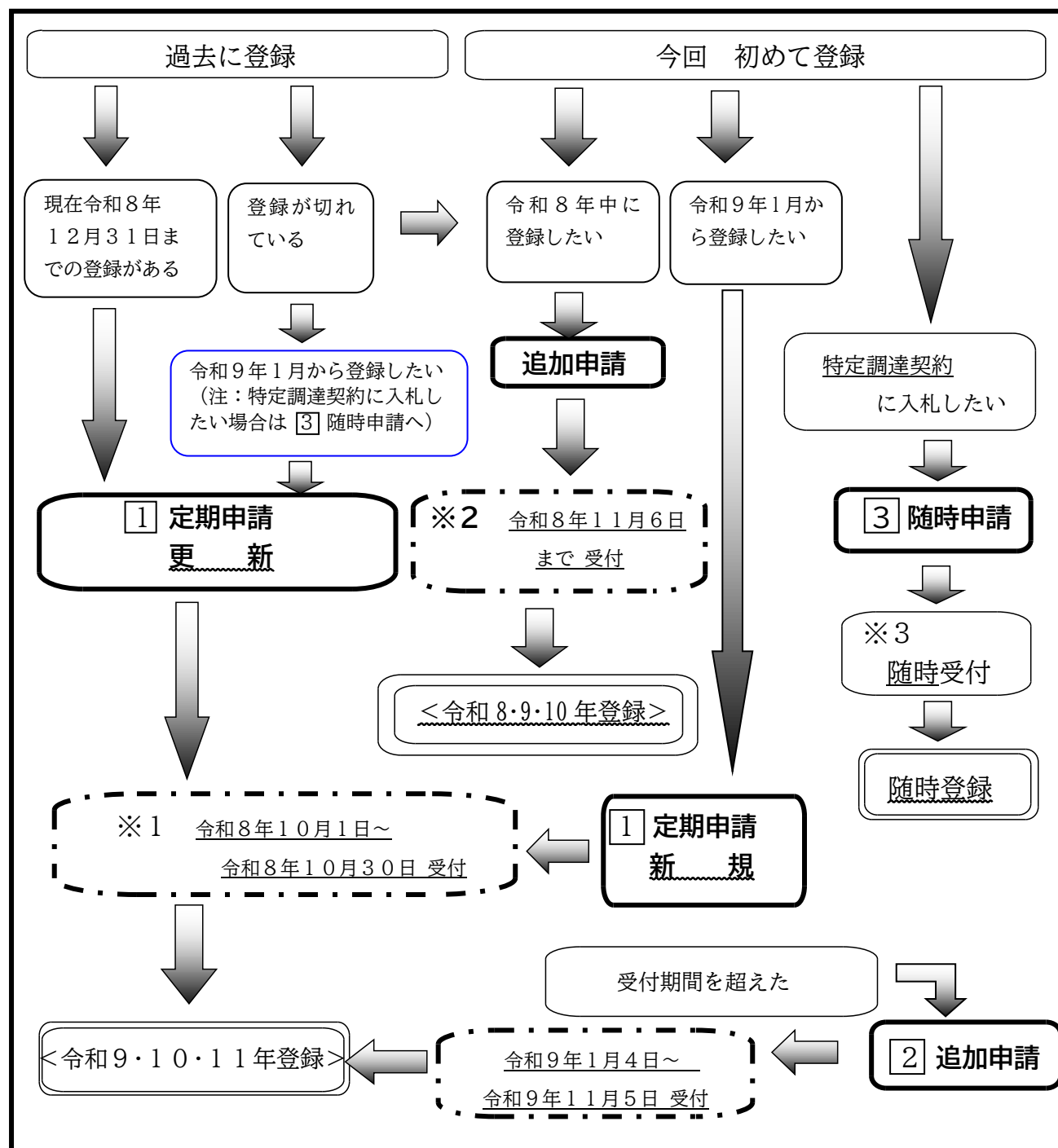
「令和9・10・11年 申請の手引き」

「令和9・10・11年 申請様式」

「令和9・10・11年 申請書記載例等」

※「令和8・9・10年分」については、別途掲載しておりますのでご注意ください。

申請区分について



※1 「令和9・10・11年」 申請様式を使用してください。

※2 「令和8・9・10年」 申請様式を使用してください。

※3 令和8年12月28日までの申請の場合「令和8・9・10年」申請様式を使用してください。
令和9年1月4日以降の申請の場合「令和9・10・11年」申請様式を使用してください。

第1 申請書類の提出について

〔注意事項〕

- ① 提出書類の内容に不備又は不足がある場合、補正等に更に時間を要することから、余裕を持って提出してください。
- ② 申請書受領の通知は行いません。受領通知用の返信はがき等を同封いただいた場合でも、対応できかねますので、あらかじめご承知おきください。
- ③ 申請書類等に不備がある場合、電話またはFAXにて連絡しますが、1か月以上返信等がない場合には、申請者あてに申請書類等を返送します。
- ④ 審査経過状況等について、個別のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

1 定期申請

〔受付期間〕

令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）まで

（注）令和8年中に行われる入札に参加するために資格の審査を希望される方は、「令和8・9・10年奈良県物品購入等競争入札参加資格審査の申請について」によることとなり、受付期間は11月6日（金）までですのでご注意ください。

〔提出方法〕

封書の表面に『定期申請』と赤字で記載のうえ、書留郵便、簡易書留郵便、又はレターパックにより郵送又は持参にて提出してください。（申請書類をご持参いただいた際は、受領のみとさせていただきます。その場で審査はいたしませんのでご承知おきください。）
上記〔受付期間〕の終了日消印有効とします。（ただし、消印のないもの、又は消印が不鮮明等で判読不能の場合は、無効となりますのでご注意ください。）

〔提出先〕

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県会計局総務課調達契約係

〔資格審査結果の通知〕

令和8年12月下旬に、奈良県ホームページに奈良県物品購入等競争入札参加資格者名簿の公開をもって、資格審査結果の通知に代えさせていただきます。

※「奈良県トップページ」-「しごと・産業」-「入札・契約・免許」-「入札資格申請・変更手続き」-「奈良県物品購入等競争入札参加資格者名簿」-「奈良県物品購入等競争入札参加資格者名簿の公開（令和9年登録）」に掲載します。

〔登録の有効期間〕

令和9年1月1日から令和11年12月31日まで

2 追加申請

〔受付期間〕

令和9年1月4日（月）から令和9年11月5日（金）まで

〔提出方法〕

封書の表面に『追加申請』と赤字で記載のうえ、
書留郵便、簡易書留郵便、又はレターパックにより郵送又は持参にて提出してください。
（申請書類をご持参いただいた際は、受領のみとさせていただきます。その場で審査はいたしませんのでご承知おきください。）

上記の追加申請〔受付期間〕の終了日消印有効とします。（ただし、消印のないもの、又は消印が不鮮明等で判読不能の場合は、無効となりますのでご注意ください。）

〔提出先〕

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県会計局総務課調達契約係

〔資格審査結果の通知〕

審査完了後、奈良県ホームページに奈良県物品購入等競争入札参加資格者名簿の公開をもって、資格審査結果の通知に代えさせていただきます。

※「奈良県トップページ」-「しごと・産業」-「入札・契約・免許」-「入札資格申請・変更手続き」-「奈良県物品購入等競争入札参加資格者名簿」-「奈良県物品購入等競争入札参加資格者名簿の公開（令和9年登録）」に掲載します。

※ 申請内容及び提出書類に不備がないことを県が確認した時点で受理となり、申請書を受理してから資格審査の結果を通知するまで、通常3週間程度を要します。

〔登録の有効期間〕

通知をした日の翌日から令和11年12月31日まで

3 随時申請

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第4条に規定する特定調達契約に係る入札に参加するための申請は、随時受け付けています。

詳細については、下記問合せ先に確認してください。

問合せ先（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く午前9時から正午まで
及び午後1時から午後5時まで）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟1階

奈良県会計局総務課調達契約係

電話 0742-27-8908（直通） FAX 0742-26-2412

第2 提出いただく申請書類

- ・「申請の手引」の「記入方法（P8～12）」や「申請書記載例等」を参照のうえ、書類を作成してください。
- ・「審査申請書類確認票（第6号様式）」にて提出前に確認してください。
- ・◎印は、必ず提出していただく書類、○印は、該当する場合にのみ提出を必要とする書類です。
- ・※印のある書類は、様式が指定されています。

申 請 書 類	法人	個人	提 出 要 領
1. 競争入札参加資格審査 申請書(物品購入等) (第1号様式)※	◎	◎	【申請の手引（P8・9）、記載例等（P1・2）参照】
2. 添付書類			
(1)使用印鑑届 (第2号様式)※	◎	◎	・入札書、見積書、契約書、請求書等県との取引に使用する印鑑について、届け出てください。 【申請の手引（P9）、記載例等（P3～6）参照】
(2)登記事項証明書	◎	—	・商業・法人登記の登記事項証明書 ・申請日から3カ月以内に発行されたもの（コピーでも可）
(3)財務諸表	◎	◎	・直前決算時のもの（1年分） ○ <u>法人の場合</u> { ・貸借対照表 ・損益計算書 } ○ <u>個人の場合</u> (①・②のどちらか) ①青色申告 { ・所得税確定申告書の写し ・青色申告決算書の写し } ②白色申告 { ・所得税確定申告書の写し } ※所得税確定申告書の写しは、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの 個人番号が記載されている場合は、マスキングの上、コピーしたものを提出してください。 (希望される場合は「所得から差し引かれる金額」欄についてもマスキング可)
(4)都道府県税の納税証明書	◎	◎	○奈良県内に本店、支店、営業所等を <u>有する</u> 法人、又は個人事業者（①・②のどちらか） 奈良県の県税事務所長が発行する（税務署ではありません） { ①「 <u>県税に滞納のないこと</u> 」の証明 ②「 <u>県税に未納のないこと</u> 」の証明 } (法人の場合、県税事務所に法人設立等の申告をしていなければ発行されません。) ○奈良県内に本店、支店、営業所等を <u>有しない</u> 法人、又は個人事業者 ・ <u>法人の場合</u> (①・②のどちらか) 本店所在の都道府県の都道府県税事務所長が発行する (税務署ではありません) { ① <u>法人事業税の納税証明書(直近事業年度分)</u> ②都道府県税に未納がないことの証明 } ・ <u>個人の場合</u> (①・②のどちらか) 都道府県税事務所長が発行する { ① <u>個人事業税の納税証明書(直近の年分)</u> ②都道府県税に未納がないことの証明 } ・申請日から3カ月以内に発行されたもの（コピーでも可） 【記載例等（P7）参照】

※滞納（または未納）のない証明書が都道府県によっては取得ができない場合がありますので、法人にあっては「法人事業税・特別税」の納税証明書（直近1事業年度）、個人にあっては、「個人事業税・特別税」の納税証明書（直近1事業年度）を提出してください。

申 請 書 類		法人	個人	提 出 要 領
(5)消費税及び地方消費税の納税証明書		◎	◎	・ <u>所轄税務署長が発行する（都道府県税事務所ではありません）消費税及び地方消費税について「未納の税額がないこと」の証明がなされたもの</u> ○法人の場合：納税証明書その3又はその3の3 ○個人の場合：納税証明書その3又はその3の2 ・ 消費税免税事業者の場合も同様の証明書が必要です。 ・ <u>申請日から3カ月以内に発行されたもの（コピーでも可）</u> 【記載例等（P8）参照】
(6)特約店又は代理店等の証明書（注）		○	○	・ 特約店、代理店等の契約を締結している場合は、その証明書（コピーでも可）、もしくは代理店契約書等の写しを提出してください。 ・ 外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記、又は添付してください。
(7)営業許可等の証明		○	○	・ 希望する業種の営業にあたり官公庁の許認可等が必要な場合は、許可・認可証等の写しを提出してください。 【申請の手引（P10）参照】
規程第2条第3項第10号 他知事が必要と認める書類	(8)委任先一覧（第3号様式）※	○	—	・ 複数の支店長、営業所長等に県との取引上の権限を委任する場合に提出してください。 【申請の手引（P9の該当部分）参照】
	(9)営業概要書（第4号様式）※	◎	◎	【申請の手引（P10・11）、記載例等（P9）参照】
	(10)印刷製本業務調書（第5号様式）※	○	○	・ 印刷の業種（A1）で登録を希望する場合は提出してください。 【申請の手引（P11・12）参照】
	(11)定款の写し	○	—	・ 公益法人、一般法人、合同会社等の場合は、定款の写しを提出してください。 ※ 株式会社及び有限会社の場合は、提出が不要です。
	(12)審査申請書類確認表（第6号様式）	◎	◎	・ 申請者の商号又は名称、担当部署、担当者名、連絡先を記入のうえ、添付書類等をチェックのうえ提出してください。

（注）

申請書類は、上記の順序に揃えて書留郵便、簡易書留郵便、又はレターパックにより郵送又は持参してください。

第3 申請書類の記入方法

1 申請書類記入上の注意事項

- 申請書類に虚偽の記載等をされた場合は、参加資格を取り消すことがあります。
- Excel・Wordで入力、又は黒(青)のボールペンを使用し、楷書体で記入してください。
- ゴム印を利用できる箇所は、ゴム印を使用しても差し支えありません。
- 記入した文字(金額)を訂正する場合は二本線で抹消し、訂正印(申請者の実印)を押印のうえ、その上段に訂正後の字句等を記入してください。

2 競争入札参加資格審査申請書(物品購入等)の記入方法

＜申請様式記入については、申請書記載例等を参照してください。＞

(1) 各申請様式(共通)

- ・ 申請者は、法人にあっては代表者、個人にあっては事業主に限ります。
- ・ 法人の場合
「申請者欄」に、本社(本店)所在地、商号、代表者職名、代表者氏名(すべて登記簿上のもの)を記入してください。
- ・ 個人の場合
「申請者欄」に、営業の本拠地、商号又は名称、事業主名を記入してください。

(2) 申請書(第1号様式)

1 申請区分

記載例あり P1~2

- ・ 該当する申請区分の□に”レ”を記入してください。
(「申請区分について(P3)」及び「第1申請書類の提出について(P4~5)」を参照してください。)

2 希望する営業種目(主な業種)

- ・ 営業種目区分表(別記(本手引き15ページ以降)参照)に定めた業種(中分類)の中から、県と取引を最も希望する業種を「主な業種」欄に記入してください。

(例)	区 分	大分類-中分類
	主な業種	C - 1

【重要】

前回の申請から主な業種を変更すると登録番号（例：A 1 2 3 4）も変更されます。登録番号が変更されると、電子証明書（ＩＣカード）を再購入していただく必要がありますのでご注意ください。

3 県との取引の権限を委任する支店長、営業所長等（委任する場合のみ）

- ・ 県との取引の権限を支店長、営業所長等に委任する場合は、本欄に記入してください。資格有効期間中の入札、契約及び代金の請求受領等は、委任を受けた支店長名、営業所長等名で行うことになります。
また登録後、奈良県物品・役務電子入札等システムによる電子入札等への参加を希望される場合の電子証明書（ＩＣカード）の名義人は、委任を受けた支店長名、営業所長等名になりますのでご注意ください。
- ・ 複数の委任先を希望される場合は、「所在地」欄に“「委任先一覧」のとおり”と記載の上、委任先一覧（第３号様式）を添付してください。なお、それぞれの委任範囲は営業種目ごとに限ります。（同じ営業種目を複数の支店、営業所等に委任することはできません。）
- ・ 入札に参加できるのは委任先のみです。また、委任事項に記載されている権限すべてを委任するものとし、一部委任は認められません。
- ・ 県外に本店があり奈良県内の支店長、営業所長等に委任する場合は、奈良県の県税事務所長が発行する「県税に滞納のないこと」の証明、または「県税に未納のないこと」の証明を提出してください。

3 添付書類の記入方法

(1) 使用印鑑届（第２号様式）

記載例あり P3～6

- ・ 「申請者」（所在地、商号又は名称、代表者職名、代表者氏名）の記入については、申請書（第１号様式）の申請者欄と同一です。（支店長、営業所長等に委任する場合でも、本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入してください。）
- ・ 「使用印鑑」欄には、入札、見積り、契約の締結等県との取引に使用する印鑑（支店長、営業所長等に権限を委任している場合は、支店長、営業所長等の印鑑）を押印してください。
- ・ 使用印鑑は実印（法人にあっては登記印鑑）でなくても結構ですが、契約書、請求書の作成等にも使用することになりますので、十分留意してください。
- ・ 支店長、営業所長等に権限を委任している場合は、支店長、営業所長等の印鑑を

押印してください。（「申請書記載例等」を参照してください。）

- ・ 複数の委任先を希望される場合は、適宜様式を複写してください。委任先一覧（第3号様式）に記載した支店、営業所等毎に使用印鑑届が必要となります。

（２）営業許可等の証明

- ・ 官公庁の許認可等が必要な業種の登録を希望する場合は、許可・認可証等（写し）を提出してください。
- ・ 許可・認可証等が不要な業務である場合は、その限りではございません。

（例）

大分類一中分類 業種名	小分類	許可・認可証等の写し
E-1 医療機器・用具	①医療機器・用具又は②歯科用機器・器具	医療用具販売業届出済証 又は 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証
I-1 医薬品	①医薬品	医薬品販売業許可証
J-1 石油製品	①ガソリン	石油製品販売業開始届出書
J-3 ガス類その他	①ガス類	高圧ガス販売営業許可証（※ 高圧ガスを登録する場合）
P-1 不用品買い受け	①不用品買い受け	古物商営業許可証
Q-1	①床清掃又は②ガラス清掃	建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業登録証明書 （※ 建物ののべ床面積による）
	④浄化槽清掃	浄化槽清掃業許可証
建物管理業務	⑥電気・空調給排水等設備保守	第○種電気主任技術者免状or奈良県への建設業の許可証（種類に”電気工事”の記載あり）（※ 電気設備保守を登録する場合）
	⑩警備・受付等	警備業認定証（※ 警備を登録する場合）
	⑭廃棄物処理	産業廃棄物収集運搬業許可証 産業廃棄物処分業許可証
Q-7 諸サービス	④旅行業	旅行業登録通知書
	⑥人材派遣	労働者派遣事業許可証

（３）営業概要書（第４号様式）

記載例あり P9

1 主な取扱品目（業務内容）

- ・ 営業種目区分表（別記（本手引き 15 ページ以降）参照）に定めた業種（中分類）の中から申請することができます。

- ・ 申請者が県との取引に常に応じられる業種であれば、複数業種登録することができます。その場合、営業種目区分表の順に記入してください。
- ・ 「主な取扱品目（業務内容）」欄は、営業種目区分表の例示品目を目安に、取扱品目、業務内容等を具体的に記入してください。
- ・ この欄に記入しきれないときは、営業概要書別紙に記入してください。

（例）

	大分類－中分類	小 分 類		主な取扱品目 （業務内容）
	業 種 名			
主 な 業 種 ／ 業	B－1	⑤コンピュータ・周辺機器		⑤コンピュータ ⑦OAサプライ、〇〇〇
		⑦コンピュータ用品		
	オフィス用品			

- 「大分類－中分類」及び「小分類」はリストから選択して入力
- 「業種名」は自動入力
- 「主な取扱品目（業務内容）」は自由記述

2 経営年数

- ・ 「創業（設立）」欄は、希望する業種に係る営業の開始年月（2業種以上のときは最も早い年月）を記入してください。
- ・ 「転・廃・休業」欄は、創業後において転業・廃業・休業した場合に、その期間を記入してください。

3 その他

- ・ 電子入札に参加可能な申請者（委任する場合は委任者）の電子証明書（ICカード）を所有する場合は、□にチェック✓してください。
- ・ 奈良県内に営業所又は事務所等を有している場合は、□にチェック✓してください。

（４）印刷製本業務調書（第５号様式）

この調書は、希望する業種として、A－1を申請する場合に提出してください。

2 主たる印刷種目

- ・ 列記している印刷種目について、売上高の多い順に順位欄に番号を記入してください。
- また、受注できないものには✕印、受注しても外注するもの、又は下請けに出

すものは外注等欄に○印を記入してください。

- ・ 列記している印刷種目以外に受注可能な印刷種目がある場合は、空欄に記入してください。

営業種目「A 1 印刷類」を登録される事業者の方へ

現在、オープンカウンター（公開型見積合わせ）の印刷発注について、以下のとおり「奈良県内に事務所または事業所を有する入札参加資格者」を優先して選定しています。

1 回目のオープンカウンター

「奈良県内に事務所または事業所を有する業者」の対象として選定



1 回目が不調になった場合

2 回目のオープンカウンター

すべての入札参加資格者を対象として選定

印刷発注については、奈良県内に事務所または事業所を有しない入札参加資格者は、1 回目のオープンカウンターに参加することができません。（1 回目のオープンカウンターが不調となり、再度公開された場合は参加が可能となります。）

※オープンカウンター：予定価格が10万円以上300万円未満の場合、物品・役務電子入札等システムを利用して見積合わせを行い相手方を選定するもの

第4 資格審査申請書記載事項の変更について

記載例あり P10~11

次に掲げる事項について変更が生じたときは、すみやかに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（第7号様式）を提出してください。（持参又は郵送）

また、法人組織の合併や営業譲渡、その他下記一覧以外の場合は、会計局総務課調達契約係【TEL 0742-27-8908】までお問い合わせください。

- 商号又は名称 ○ 代表者 ○ 所在地（郵便番号、電話番号、FAX番号※1含む）
 ○ 実印 ○ 使用印鑑 ○ 受任者（代理人）
 ○ 業種の追加・変更・削除 ※2
 「主に参加を希望する業種」の大分類・中分類は変更できません。（更新時または新規登録の手続きを行ってください。）
 ※ 小分類及び主な取扱品目（業務内容）については変更できます。

添付書類	変更内容													
	商号又は名称		代表者		所在地		実印		使用印鑑		受任者（代理人）		業種の追加・変更・削除	
	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人
使用印鑑届（第2号様式）	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●			
委任先一覧（第3号様式） 【複数委任している場合のみ】	●		●		●		●		●		●			
営業概要書（第4号様式）													●	●
登記事項証明書 発行後3ヶ月以内のもの（コピー可）	●		●		●									
競争入札参加資格申請書記載事項変更届 （第7号様式）	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●	●

（※1） 電話番号・FAX番号だけを変更された場合は、競争入札参加資格申請書記載事項変更届（第7号様式）のみを提出してください。

（※2） 営業種目A1（印刷類）の追加又は印刷工場・保有機器等の変更がある場合は、印刷製本業務調書（第5号様式）の提出をお願いします。

○ 以下の場合、会計局総務課調達契約係【TEL 0742-27-8908】までお問合せください。

- ・営業種目A1（印刷類）で登録のある方で、県内に事務所又は事業所を追加、変更又は廃止される場合

注意事項

1. 変更届に対して届出者への受理通知は行いません。受領通知用の返信はがき等を同封いただいた場合でも、対応できかねますので、あらかじめご承知おきください。
2. 変更届は、奈良県ホームページからダウンロードできます。
 「奈良県トップページ」-「しごと・産業」-「入札・契約・免許」-「入札資格申請・変更手続き」-「物品購入等競争入札参加資格審査申請書記載事項の変更について」に掲載しています。
3. 県との取引があり、銀行口座を登録されている方で、住所、名称（氏名）、電話番号、銀行口座、口座名義が変更になる場合は、併せて、「口座振替申出書兼相手方登録依頼書」を提出してください。

※ 競争入札参加資格者名簿の公表について

令和２年１月以降、奈良県会計局のホームページにおいて、奈良県物品購入等入札参加資格者の名簿を公表しています。名簿には、登録情報のうち、以下について掲載しています。

なお、令和７年登録以降、本公表をもって、資格審査結果の通知に代えさせていただきます。

<公表情報>

商号又は名称、登録番号、登録年、所在地、登録業種

【重要】

電子入札システムを利用した入札・オープンカウンターに参加するためには、競争入札参加資格の決定通知受領後に、奈良県物品・役務電子入札等システム参加申込書の提出が必要です。また、電子証明書(IC カード)の名義人は、競争入札参加資格のある代表者を名義人としてください。入札及び契約締結権限のない方の IC カードを使用して提出された入札は無効です。

別記 営業種目区分表

大 分 類	中 分 類	小 分 類	主な取扱品目（業務内容）（例 示）
A 印刷類	1 印刷類	①一般・特殊印刷	活版（凸版）印刷、オフセット印刷、スクリーン印刷、コロタイプ印刷、製袋印刷、シール印刷、カーボン印刷、磁気印刷、けいり印刷、ナンバーリング印刷、立体印刷、用紙外印刷、シルク・スクリーン印刷、デジタルオフセット
		②軽印刷	タイプオフセット（P T O）印刷
		③フォーム印刷	フォーム印刷、ビジネスフォーム、記録紙、封入封緘、磁気フォーム、N I P用紙、応用用紙
		④地図・航空写真	地図製作（原図作成及び印刷を含む。）、航空写真、地図出版物
		⑤複写	青写真、コピー、マイクロ写真
		⑥製本・点字図書製作	製本、表装、点字図書製作
B オフィス用品	1 オフィス用品	①用紙	和洋紙、感光紙、加工紙、封筒、再生紙、P P C用紙、ファクシミリ紙
		②文具・事務用品	事務用品、筆記具、製図用品、紙製品、ファイル用品、電子文具
		③印章	木印、ゴム印、日付印
		④事務機器	複写機、シュレッダー、軽印刷機、大型裁断機、紙折機、製本機、マイクロリーダー、O H P、ファクシミリ
		⑤コンピュータ、周辺機器	コンピュータ、周辺機器（サーバ、プリンタ、スキャナ等）、機器部品、ネットワーク機器
		⑥光ファイリングシステム	光ファイリングシステム
		⑦コンピュータ用品	メディア、O Aサプライ、ファニチャ、ペリフェラル、ケーブル
		⑧ソフトウェア	パッケージソフト、ソフトウェア
		⑨トナー	トナー、再生トナー
		⑩事務用調度品	事務机、椅子、金庫、ロッカー、移動棚、電話台、演台、ホワイトボード、パンフレットスタンド、マガジンスタンド、展示用パネル、ベルトインポール、案内板、傘立
C 家具等	1 家具類、公園設備	①家具	タンス、ベッド、応接セット、鏡台、食器戸棚
		②別注家具	別注家具
		③公園設備	遊具、ベンチ
	2 インテリア	①室内装飾	じゅうたん、カーテン、ブラインド、暗幕、どん帳、畳、ふすま、いすカバー
		②美術品	書画、骨とう
D 図書・教材類	1 書籍	①書籍	図書、雑誌、刊行物
	2 教材用具	①教材用具	教材、理科実験器具、天体望遠鏡、実習器具、保育用教材、視聴覚教育機器、教材用映画フィルム、図書館用品
		②楽器	楽器、レコード、C D
		③標本	模型、標本、見本
	3 運動用具・レジャー用品	①運動用具・レジャー用品	運動器具、スポーツ用品、レジャー用品、娯楽用品、おもちゃ、スポーツシューズ、スポーツバッグ

大 分 類	中 分 類	小 分 類	主な取扱品目（業務内容）（ 例 示 ）
E 医療・理化学機器	1 医療機器・用品	①医療機器・器具	生体検査機器、検体検査機器、治療用機器、放射線関連機器、手術関係機器、調剤器具
		②歯科用機器・器具	歯科用機器、器具
		③介護、福祉、リハビリ機器・器具	看護器具、医療用ベッド、車椅子
		④医療用フィルム	医療用フィルム
	2 理化学・計測機器	①理化学・計測機器	化学分析装置、試験検査機器、大気環境測定機器、顕微鏡、気象用機器、音響測定機器、実験台、計量器
		②測量機器	測量機器
F 産業機器類	1 産業機器	①一般工作産業機器	旋盤、プレス、ボール盤、溶接機、研削盤、ボイラー、ポンプ、クレーン、産業用ロボット、送風機、冷凍機、動力伝導装置、油圧・空圧機、自動車整備用機器
		②農林畜産機器	農機具（耕うん機、トラクター等）、畜産用機器、林業用機器、製茶機、噴霧器、芝刈機
		③土木建設機器	ブルドーザ、パワーショベル、杭打機、削岩機、ロードローラー、クレーン、ミキサー、ショベルローダー
G その他機器類	1 電気設備機器	①家庭用電気器具	家電製品、照明器具、電池、材料
		②通信機器	電話交換機、電話機、業務用ファクシミリ、無線機、電光掲示板、情報伝達表示装置、放送用機器、テレメータ装置
		③産業用電気機械・電機設備	発電機、モーター、変圧機、配電盤、屋外・舞台照明器具、空調設備、空気清浄機、電源装置、電源ユニット、冷却ファン、整流器、変換器
	2 厨房機器	①厨房機器	調理台、流し台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、業務用冷凍・冷蔵庫、風呂釜等浴槽関係、給湯関係機器
	3 給排水設備・じんあい処理機器	①給排水設備・じんあい処理機器	水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、汚水処理装置、集塵装置、焼却炉、上下水処理設備用部品（ロール、プーリー、ろ布等）、水門開閉機
	4 諸機器	①諸機器	ミシン、編機、自動販売機、自動券売機、両替機、コインロッカー、生ゴミ処理機、雨傘ふき取り器、自動給茶器、鳥害防除器具、業務用クリーニング器具、高圧洗浄機、ジェットタオル、電気錠、監視カメラ、噴霧消毒機、オゾン発生装置、水処理毒物検知機、駐車場管制装置、ビル集中監視装置、入退室管理装置、医療費自動精算機、自動再来受付機、院内表示システム
H 工事用材料類	1 工事用資材	①アスファルト	アスファルトコンクリート、常温合材、乳剤、タール
		②コンクリート製品	ヒューム管、パイル、道路・下水道用製品、陶管、ブロック
		③骨材	砕石、砂利、玉石、栗石
		④鉄鋼・非鉄製品	鋼材、鋼管、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、電線、弁、バルブ
		⑤建材類	一般用木材、一般用瓦、一般建築金物、塗料、生コンクリート、セメント、ガラス、組立物置、仮設トイレ、仮設用材料、仮設ハウス
		⑥道路用資材	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯、電照式標識、ガードレール

大 分 類	中 分 類	小 分 類	主な取扱品目（業務内容）（ 例 示 ）
H 工事用材料類	2 文化財用資材	①文化財用材木	社寺用木材、文化財家屋用木材
		②文化財用瓦	社寺用瓦、文化財家屋用瓦
		③別注建築金物	飾り金物、別注金物
		④茅・檜茸等材料	社寺用材料、文化財家屋用材料
I 薬品類	1 医薬品	①医薬品	人体用・動物用医薬品、ワクチン、血清
	2 化学工業薬品	①薬剤	水処理用薬剤、ろ過材
		②試薬	試薬
	3 防疫剤	①防疫剤	除草剤、農薬、殺虫剤、殺そ剤
	4 衛生材料	①衛生材料	脱脂綿、ガーゼ、包帯、紙おむつ
J エネルギー類	1 石油製品	①ガソリン	ガソリン、軽油、バイオエタノール
		②重油	重油
		③灯油	灯油
		④潤滑油	潤滑油
	2 電気	①電気	電気
	3 ガス類その他	①ガス類	酸素、高圧ガス（医療・理化学・工業用を含む。）
		②L Pガス、天然ガス	L Pガス、天然ガス
		③その他	コークス、木炭
K 車両船舶類	1 自動車	①自動車	自動車、消防自動車、起震車、バス、トラック
	2 二輪車・その他	①バイク	バイク
		②自転車	自転車
		③その他	運搬車、フォークリフト、ヘリコプター、ボート
	3 車両部品	①車両・船舶・航空機類の部品	バッテリー、カー用品、ヘリコプター部品、ボート部品
		②タイヤ	タイヤ
		③車両等整備	自動車整備、車両・船舶・航空機整備
L 繊維皮革類	1 被服類	①ユニフォーム	事務服、作業服、防寒衣、作業帽、安全服、軍手
		②病院等衣料	白衣、看護衣、手術衣、診察衣、患者衣、検診衣、調理衣
		③警察・消防衣料	警察衣料、消防衣料
		④安全用具	ヘルメット、作業保安用品、雨具、ゴム手袋、腕章、土のう袋
		⑤その他繊維製品	洋品（ネクタイ、ファッション用帽子、靴下等）、服地、幕、テント、シート、毛皮
	2 寝具	①寝具	布団、毛布、敷布、ガーゼ寝巻
	3 靴・かばん	①靴	作業靴、安全靴、運動靴、ゴム長靴、地下足袋、靴中敷
		②かばん	かばん

大 分 類	中 分 類	小 分 類	主な取扱品目（業務内容）（ 例 示 ）
M 警察・消防用品	1 警察用品	①警察用品	警棒、帯革、手錠、捕縄、鑑識用機械器材
	2 消防保安用品	①消防保安用品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、火災報知機、消火器、化学消火薬剤、防災用品（非常持ち出し袋、防災ズキン等）、防犯用品（防犯ブザー、防犯ホイッスル等）
N その他	1 百貨	①百貨	高級家具、貴金属、高級被服類、高級菓子
	2 カメラ・写真用品	①カメラ用品	カメラ、写真材料、フィルム、デジタルカメラ
		②写真現像・焼付	現像、焼付、写真撮影
	3 時計・貴金属	①時計・貴金属	時計、金、銀、宝石、眼鏡
	4 食料品	①茶	煎茶、ほうじ茶、麦茶
		②食品・嗜好品	食料品、非常食、米、もち、赤飯、コーヒー、紅茶、菓子、健康茶、缶・ペットボトル飲料
	5 記章・カップ・記念品	①記章・カップ	バッジ、トロフィー、カップ、銀杯、ネームプレート、ワッペン、鑑札
		②特産品、土産品	三輪そうめん、一刀彫、鹿角細工、赤膚焼、奈良筆等工芸品、木工製品
		③記念品	記念品、贈答品（各種カタログ）、プリペイドカード（図書カード、テレホンカード等）
	6 看板・旗	①看板	木製・金属・非金属看板、掲示板、表示板
		②布製看板・旗	懸垂幕、のぼり、旗
		③ネオンサイン	ネオンサイン、電照式看板
	7 日用雑貨	①日用雑貨	金物、荒物、ガラス製品、陶磁器、漆器、清掃用具、せっけん洗剤、ガス・石油器具、農具、草刈機、家庭菜園箱・ゴミ袋、コンテナ、脚立、台車、ティッシュ、作業用品、電動工具、大工道具
	8 造園資材	①造園資材	種苗、樹木、芝、肥料、造園石材、造園用品
	9 その他用品	①その他用品	ダンボール箱、舞台道具、動物、福祉作業品、リサイクル品
O 賃貸業務	1 賃貸業務	①賃貸業務	パソコン、複写機、自動車、寝具・おむつ、仮設ハウス・トイレ、植木、建設機械、カード式テレビ等
P 不用品買受け	1 不用品買受け	①不用品買受け	鉄・非鉄金属くず、紙・繊維くず、遺失物、レントゲンフィルム
Q 役務の提供	1 建物管理	①床清掃	床の拭き掃除、絨毯清掃、ワックスがけ
		②ガラス清掃	サッシ清掃、ガラス清掃、ブラインド清掃
		③貯水槽清掃	貯水槽清掃、高架水槽清掃
		④浄化槽清掃	浄化槽、汚水処理等の清掃及び保守
		⑤ボイラー清掃	ボイラー、煙突等の清掃
		⑥電気・空調給排水等設備保守	電気設備、空調ダクト、冷暖房設備、冷凍機、給排水設備等の清掃、保守及び維持管理
		⑦エレベーター等保守	エレベーター、エスカレーター、自動ドアの保守点検
		⑧消防設備保守	消防設備、消火設備の保守及び維持管理

大 分 類	中 分 類	小 分 類	主な取扱品目（業務内容）（ 例 示 ）
Q 役務の提供	1 建物管理	⑨通信設備保守	電話交換機、無線機等の保守及び維持管理
		⑩警備・受付等	警備、受付、宿日直、電話交換、エレベーター運転等
		⑪道路・公園清掃	道路・公園等の清掃、除草、草刈り等、しゅん漂（泥上げ）
		⑫害虫駆除	害虫・ねずみ駆除、シロアリ防除、鳥害防除
		⑬空気環境測定	空気環境測定、煤煙測定、騒音測定
		⑭廃棄物処理	一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の収集運搬・処分
		⑮上下水道施設保守	上水道施設保守管理、下水道施設保守管理、上下水道施設清掃、管内テレビカメラ調査、給水施設保全管理（プール等）
		⑯その他	地下重油タンク及び埋設配管の漏洩検査、重油等タンク清掃、ごみ焼却・破砕施設維持管理、公害防止プラント保守、外壁洗浄
	2 電算業務	①システム開発	システム開発、ソフトウェア開発、情報処理コンサルティング
		②電算業務委託	電算業務委託、封入封緘、発送代行
		③入力データ作成	入力データ作成、ホームページ作成、データ入力
		④オペレータ派遣	オペレータ派遣
	3 映画制作	①映画制作	映画制作、ビデオ制作、DVD制作、スライド制作
	4 検査・分析・調査業務	①臨床検査・分析	臨床検査、健康診断
		②その他の検査	食品検査、大気・水質調査、作業環境測定、計量、ダイオキシン類濃度測定、建物飲料水水質調査、アスベスト分析、シックハウス・シックスクール測定
		③調査分析業務	環境アセスメント、市場調査、交通量調査、基本構想、都市・地域計画策定、地域防災計画策定、漏水調査
	5 広告・イベント業務	①広告・イベント業務	広告の企画、デザイン、車内広告、新聞折込み、催物の企画・運営、会場設営
	6 医事業務	①医事業務	医事業務、病院事務（夜間受付、案内等）
	7 諸サービス	①給食業務	給食業務
		②運転代行	運転代行、運行管理
		③運搬請負等の委託業務	運搬請負等、引越、特定信書便、棚卸し作業
		④旅行業	旅行業
		⑤交通信号機保守等	交通信号機保守
		⑥人材派遣	人材派遣、パソコン講習講師派遣、翻訳、通訳
		⑦ベビーシッター	ベビーシッター
		⑧文化財調査	文化財調査関連業務
		⑨森林整備	森林整備
		⑩放置車両確認事務	違法駐車確認事務

大 分 類	中 分 類	小 分 類	主な取扱品目（業務内容）（ 例 示 ）
Q 役務の提供	7 諸サービス	⑪洗濯業務	クリーニング業務
		⑫舞台設営	舞台設営・設備保守点検、舞台操作・管理
		⑬速記	速記、テープおこし
		⑭監査	監査法人、マネージメントシステム審査
		⑮その他サービス	スポーツ施設管理、機器保守点検修理、通信サービス、料金収受代行、クレジット決済代行、気象予報サービス、防災情報の提供・配信、インターネットプロバイダー、ＣＣＴＶシステム、一般・高速道路維持管理（料金徴収）、外国語指導・官公庁研修、不動産鑑定